

令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける令和4年3月卒業・修了予定者等に対し、県内事業所とのマッチング機会を積極的に提供することにより、県内就職促進を図るため、県内中小企業者等が自社を紹介する動画（以下「企業紹介動画」という。）を作成する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、広島県企業紹介動画作成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 本要綱において「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、第2号から第13号までに掲げる者にあつては、主たる事業について、常時使用する従業員の数が、製造業、建設業、運輸業その他の業種（卸売業、サービス業及び小売業を除く。）にあつては300人以下、卸売業及びサービス業にあつては100人以下、小売業にあつては50人以下の者に限る。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合、同条第2号に規定する信用協同組合及び同条第3号に規定する協同組合連合会
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合
- (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (5) 医療法人
- (6) 学校法人
- (7) 一般社団法人及び一般財団法人
- (8) 公益社団法人及び公益財団法人
- (9) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (10) 森林組合及び森林組合連合会
- (11) 農業協同、農業協同組合連合会及び信用農業協同組合連合会
- (12) 生活協同組合及び生活協同組合連合会
- (13) 信用金庫

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、広島県企業紹介動画作成サポーターとして登録された者でなければならない。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たす中小企業者等から申込を受けた補助事業者が行う企業紹介動画作成事業とする。

- (1) 広島県内に本社又は事業所を有すること。
- (2) 広島県内を勤務地とする正規職員の新卒（令和4年3月に大学院、大学、短期大学、高等専

門学校，専修学校又は高等学校を卒業・修了予定の者及び既卒3年以内の者）の採用計画を有すること。

- (3) 完成した企業紹介動画を補助事業者が県に提供し，県が提供された企業紹介動画を広島県公式ひろしま就活応援「Go!ひろしま」YouTubeチャンネルで一般公開し，かつ，令和4年3月卒業・修了予定者向け特設サイト及び「Go!ひろしま」サイトで利用することに同意すること。
- (4) 第1号から第3号までの要件その他必要な事項について，補助事業者を経由して，知事に誓約書（別記様式1）を提出すること。

2 補助事業者が補助対象事業により作成する企業紹介動画は，次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 動画の再生時間が5分以内であるもの
- (2) YouTubeでの配信に適した規格であるもの
- (3) 就活生の企業への興味が喚起され，企業理解に資するもの

(欠格事由)

第5条 前条の規定にかかわらず，申込みを行った中小企業者等が次に掲げる者に該当する場合は，当該中小企業者等に係る企業紹介動画作成事業は，補助対象事業とすることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業，同条第4項に規定する接待飲食等営業，同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する営業を営む者
- (2) 消費者向け貸金業又はこれに類する営業を営む者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (5) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (7) 補助事業者
- (8) 県税を滞納している者
- (9) 既に補助対象事業による企業紹介動画を作成した（作成中を含む。）者
- (10) 前各号に掲げる者のほか，当該事業の主旨から適切でないと知事が認める者

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は，別表のとおりとする。ただし，補助対象経費の全部又は一部に対し，国又は他の地方公共団体から補助金，助成金等の交付を受けている場合は，当該補助対象経費の全てについて補助金の交付の対象としないものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、中小企業者等との企業紹介動画作成委託契約の締結前に、交付申請書（別記様式2）に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 知事は、前条の規定により申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めた場合は、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、交付決定通知書（別記様式3）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により交付の決定があった日以降に、中小企業者等と企業紹介動画作成委託契約を締結し、補助対象事業に着手しなければならない。

3 知事は、補助金を交付することが適当でないとしたときは、補助金の不交付を決定し、不交付決定通知書（別記様式4）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が附されているものとする。

- (1) 補助対象事業に関する書類、帳簿等を、補助対象事業が完了した日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保管すること
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、中止（廃止）申請書（別記様式5）を知事に提出すること
- (3) 令和3年5月31日までに補助対象事業を完了すること
- (4) 補助対象事業が令和3年5月31日までに完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること
- (5) 規則、本要綱その他法令等を遵守すること

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

(事業計画の変更)

第11条 補助事業者が、第8条の規定により交付の決定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 計画変更申請書（別記様式6）
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、計画の変更が不適当と認められる場合又は計画の変更が交付決定額の増額を予定している場合は、これを認めないものとする。

(状況報告等)

第12条 補助事業者は、知事から補助対象事業の遂行状況について確認を求められた場合は、速やかにその状況について報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の遂行過程等で疑義が生じた場合は、速やかに知事へ報告し、指示

を受けなければならない。

(実績報告等)

第13条 補助対象事業を完了した補助事業者は、その完了の日から10日を経過する日又は令和3年5月31日のいずれか早い日までに県に企業紹介動画を提供するとともに、令和3年5月31日までに実績報告書（別記様式7）を提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、企業紹介動画の提供期限並びに実績報告期限及び実績報告様式を別に定めることができる。

2 令和3年3月31日以前に交付決定のあった補助金に係る補助対象事業について、令和3年3月31日までに完了しない場合は、令和3年3月31日までに年度実績報告書（別記様式7-2）を知事に提出しなければならない。

3 企業紹介動画については、知事が別に指示する方法により、提供しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は前条第1項の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書の審査により、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（別記様式8）により補助事業者に通知する。

(補助金の交付時期等)

第15条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、知事が別に指示するところにより、交付請求書（別記様式9）を提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 知事は、規則第17条第1項に定めるところによるほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者に申込みを行った中小企業者等が第5条各号のいずれかに該当するとき
- (2) 補助事業者が本要綱の規定又は補助金の交付の条件に違反したとき
- (3) 補助事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (4) その他知事が補助金の交付を適当ではないと認めたとき

2 前項の規定は、第14条による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条により補助金の返還を命ずるものとする。この場合において、当該補助金に係る加算金及び延滞金の取扱いについては、規則第19条の規定に基づくものとする。

(立入検査等)

第17条 知事は、補助対象事業が適切に実施されていること等を確認するために、必要に応じて、補助事業者に報告させ、又はその事業所等に立ち入り、補助金に関する書類、帳簿等を確認することができる。

(雑則)

第18条 本要綱に定めるもののほか、この要綱の施行等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年広島県議会12月定例会において「令和2年度広島県一般会計補正予算(第六号)」が可決された日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月2日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	補助金の額
企業紹介動画の作成に係る経費 （企画，構成，撮影，編集等に係る経費） ※令和3年度分については，歳出予算に係る議会の議決が得られた場合に補助対象経費とする。	補助対象経費の2分の1に相当する額又は10万円のいずれか低い額

備考

- 1 補助対象経費は，中小企業者等ごとに計算する。
- 2 補助対象経費は，消費税及び地方消費税相当額を除く。
- 3 この表に基づき算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。

(別記様式1)

誓約書

令和 年 月 日

広島県知事 様

(中小企業者等名)

(所在地)

(代表者 職・氏名)

印

私は、自社の企業紹介動画の作成に「令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金」を活用するに当たり、次に記載した事項が真実に相違ないことを誓約します。

誓約事項	
<input type="checkbox"/>	令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金交付要綱第2条に定める「中小企業者等」に該当します。
<input type="checkbox"/>	広島県内に本社又は事業所を有します。
<input type="checkbox"/>	広島県内を勤務地とする正規職員の新卒（令和4年3月に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は高等学校を卒業・修了予定の者及び既卒3年以内の者）の採用計画を有します。
<input type="checkbox"/>	完成した企業紹介動画を補助事業者が県に提供し、県が提供された企業紹介動画を広島県公式ひろしま就活応援「Go!ひろしま」YouTubeチャンネルで一般公開し、かつ、令和4年3月卒業・修了予定者向け特設サイト及び「Go!ひろしま」サイトで利用することに同意します。
<input type="checkbox"/>	令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金交付要綱第5条各号に該当する者ではありません。
<input type="checkbox"/>	企業紹介動画作成に当たり、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けていません。
<input type="checkbox"/>	労働関係法令違反により、ハローワークから新卒求人の不受理対象として取扱われている中小企業者等ではありません。

※全ての項目に☑がない場合は、補助金の対象とはなりません。

※この誓約書は補助事業者を経由して広島県に提出してください。

(別記様式2)

令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金
交付申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

(サポーター登録番号)

(補助事業者名)

(代表者 職・氏名)

印

令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業計画

(単位:円)

企業紹介動画作成 中小企業者等名	契約見込額 (税込) ※1	補助対象経費 (税抜) ※2	補助金額 (予定) ※3
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円

※1 中小企業者等との契約見込額を記載すること

※2 ※1から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること

※3 ※2の1/2の金額(千円未満切り捨て)又は10万円のいずれか低い額を記載すること

※4 その他、事業計画の裏付けとなる見積書等の写しを別に添付すること

※5 行が足りない場合は、適宜追加すること

2 誓約書

別紙のとおり

(別記様式3)

令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日

(サポーター登録番号〇〇〇)

様

広島県知事

印

令和 年 月 日付けで交付申請のあったことについて、次のとおり交付を決定します。

(単位:円)

管理番号	企業紹介動画作成 中小企業者等名	交付決定額
		円
		円
		円
		円
		円

補助金交付の条件について

- 補助対象事業に関する書類、帳簿等を、補助対象事業が完了した日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保管すること
- 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、中止(廃止)申請書(別記様式5)を知事に提出すること
- 令和3年5月31日までに補助対象事業を完了すること
- 補助対象事業が令和3年5月31日までに完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること
- 広島県補助金等交付規則、令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金交付要綱その他法令等を遵守すること

(別記様式4)

令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金
不交付決定通知書

令和 年 月 日

(サポーター登録番号〇〇〇)

様

広島県知事

印

令和 年 月 日付けで交付申請のあったことについて、次のとおり不交付を決定します。

管理番号	企業紹介動画作成 中小企業者等名	不交付決定の理由

(別記様式5)

令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金
中止(廃止)申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

(サポーター登録番号)

(補助事業者名)

(代表者 職・氏名)

印

令和 年 月 日付けで交付決定を受けたことについて、次の理由により、中止(廃止)したいので、申請します。

中止(廃止)する事業計画

管理番号	企業紹介動画作成 中小企業者等名	交付決定額	中止(廃止)の理由	中止(廃止)の時期
		円		令和 年 月 日

(別記様式6)

令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金
計画変更申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

(サポーター登録番号)

(補助事業者名)

(代表者 職・氏名)

印

令和 年 月 日付けで交付決定を受けたことについて、次のとおり事業計画の変更を申請します。

変更前の事業計画

(単位:円)

管理番号	企業紹介動画作成 中小企業者等名	契約額 (税込)	補助対象経費 (税抜)	交付決定額
		円	円	円

変更後の事業計画

(単位:円)

管理番号	企業紹介動画作成 中小企業者等名	契約見込額 (税込) ※1	補助対象経費 (税抜) ※2	補助金額 (予定) ※3
—		円	円	円

※1 変更後の中小企業者等との契約見込額を記載すること

※2 ※1から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること

※3 ※2の1/2の金額(千円未満切り捨て)又は10万円のいずれか低い額を記載すること

※4 その他、事業計画変更の裏付けとなる見積書等の写しを別に添付すること

(別記様式7)

令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金
実績報告書

令和 年 月 日

広島県知事 様

(サポーター登録番号)

(補助事業者名)

(代表者 職・氏名)

印

令和 年 月 日付けで交付決定を受けたことについて、次のとおり事業を完了しましたので、実績を報告します。

管理番号	企業紹介動画作成 中小企業者等名	契約額 (税込)	補助対象経費 (税抜)	交付決定額	事業実施期間※
		円	円	円	月 日～ 月 日
		円	円	円	月 日～ 月 日
		円	円	円	月 日～ 月 日
		円	円	円	月 日～ 月 日
		円	円	円	月 日～ 月 日

- ※ 事業実施期間の末日は、企業紹介動画を県へ提供した日を記載すること
- ※ 行が足りない場合は、適宜追加すること
- ※ その他、契約関係を証する書類（契約書の写し等）を別に添付すること

(別記様式7-2)

令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金
年度実績報告書

令和 年 月 日

広島県知事 様

(サポーター登録番号)

(補助事業者名)

(代表者 職・氏名)

印

令和 年 月 日付けで交付決定を受けたことについて、交付決定に係る県の会計年度が終了したため、年度実績を報告します。

年度実績を報告する事業計画

管理番号	企業紹介動画作成 中小企業者等名	交付決定額	遂行率 ※1	完了見込の時期
		円	%	令和 年 月 日
		円	%	令和 年 月 日
		円	%	令和 年 月 日
		円	%	令和 年 月 日
		円	%	令和 年 月 日

※ 行が足りない場合は、適宜追加すること

※ 遂行率は次の表を参考に記載すること（最大値は99%とする。）

概ね完了している工程	遂行率
企画, 構成	30%
企画, 構成, 撮影	60%
企画, 構成, 撮影, 編集	90%

(別記様式8)

令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金
交付額確定通知書

令和 年 月 日

(サポーター登録番号〇〇〇)

様

広島県知事

印

令和 年 月 日付けで実績報告のあったことについては、適切に実施されたこと確認しました。
ついては、次のとおり補助金の交付額を確定しましたので、通知します。

(単位：円)

管理番号	企業紹介動画作成 中小企業者等名	補助金確定額
		円
		円
		円
		円
		円

(別記様式9)

令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金
交付請求書

令和 年 月 日

広島県知事 様

(サポーター登録番号)

(補助事業者名)

(代表者 職・氏名)

印

令和 年 月 日付けで補助金の額の確定のあった「令和2年度広島県企業紹介動画作成事業費補助金」の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

請求金額 金 円

(内訳)

管理番号	企業紹介動画作成 中小企業者等名	補助金確定額
		円
		円
		円
		円
		円
—	合計	円

※ 行が足りない場合は、適宜追加すること

(振込先)

金融機関名等：

支 店 名：

口 座 種 別：

口 座 番 号：

フ リ ガ ナ：

口 座 名 義：